



税金

市民税・県民税、軽自動車税など

市民税課

TEL 0848-67-6030、6031

課税・申告相談

市民税・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の課税内容相談と申告相談(市申告)については、市民税課または各支所地域振興課へ問い合わせてください。

市民税・県民税

毎年1月1日現在、市内に住所があり、前年に一定の所得があった人に課税されます。均等割と所得割があり、均等割は、通常5,500円(市と県の合計)です。所得割は、所得額(収入額-必要経費)から所得控除額を差し引いた額に応じて税額が決まります。

法人市民税

市内に事務所などがある法人に課税されます。事業年度の終了後、一定期間内に自らが計算し、申告納付となります。新たに市内に法人などを設立した場合や、事務所などを開設した場合は、2カ月以内に届出書を提出してください。

軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

手続き窓口(新規取得と廃車)

原動機付自転車、小型特殊自動車

市民税課、各支所地域振興課

軽自動車

軽自動車検査協会広島主管事務所福山支所

(TEL 050-3816-3081)

排気量125cc超250cc以下の軽二輪・排気量250ccを超える二輪の小型自動車

広島運輸支局福山自動車検査登録事務所

(TEL 050-5540-2069)



税金

固定資産税、都市計画税

資産税課

TEL 0848-67-6032、6039

固定資産税

毎年1月1日現在、市内に土地・家屋及び償却資産を持つ人に課税されます。

税額 課税標準額×税率(1.4%)

都市計画税

毎年1月1日現在、市内の市街化区域・用途地域内に土地・家屋を持つ人に課税されます。

市街化区域・用途地域内の街路事業、下水道事業、都市公園事業、土地区画整理事業など特定の事業の財源にあてる目的税です。

税額 課税標準額×税率(0.3%)

縦覧制度

毎年4月1日から当該年度の第1期の納期限の日まで、土地・家屋縦覧帳簿の縦覧ができます。

(以下は広告スペースです)



藤井稔久税理士事務所

税理士 藤井 稔久

業務内容

- 税務相談
- 税務書類作成
- 財務諸表作成

三原市本郷南 6-24-38
本郷駅徒歩1分

TEL.0848-86-5840

FAX.0848-86-5841

Mail toshihisa@fujii-tax-office.com

各納期(普通徴収)

税金などの種類	納期限カレンダー											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税・県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限日は各月の末日(12月は25日)です。(末日が休日の場合はその翌日、土曜日の場合は翌週の月曜日となります。)

納付方法

▶ 窓口納付

納税通知書(納付書)を使って、納付書に記載している納付場所で納めてください。

1納付書あたりの金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。また、税制収納課では、夜間収納窓口として毎週木曜日(祝日・閉庁日を除く)の17時15分から19時まで納付と相談を受け付けています。

▶ 口座振替(自動払込)

取扱金融機関またはゆうちょ銀行の預貯金口座から引き落としで納税(振替)できます。安全で便利な口座振替を利用すれば、納期ごとに納付場所に向かう手間が省け、納め忘れることがありません。

口座振替のできる税金などの種類

市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

※1つの口座からすべての税金が口座振替になります。引き落とし税金の選択や、複数の口座の利用はできません。

※介護保険料、後期高齢者医療保険料、市民税・県民税(特別徴収)の口座振替は別途申し込みが必要です。

口座振替の手続き

「通帳、届出印、納付書」を用意し、口座のある取扱金融機関またはゆうちょ銀行に口座振替依頼書を提出してください。

※依頼書は、市内金融機関、市内ゆうちょ銀行、税制収納課、各支所にあります。

▶ スマートフォン・パソコン等での納付

決済アプリなどを利用して市税などを納付することができます。納付書に印字されているバーコードまたは二次元バーコードを読み込んで決済する仕組みで、金融機関などの窓口に行かなくても納付することができます。

バーコードを利用して納付する場合(利用できる決済アプリ)

PayB/PayPay/LINE Pay請求書支払い

二次元バーコード(eL-QR)を利用して納付する場合(利用できる決済の種類など)

クレジットカード/決済アプリ/インターネットバンキング など(詳しくは地方税お支払サイトで確認してください。)

※領収証書は発行できません。

※納付確認には1週間程度かかる場合があります。納税証明書などの取得を急ぐ人は窓口で納付してください。

※決済後の取り消し、変更はできません。

納税相談

納期限までに納付が確認できない人には、督促状を送付します。督促状を送付しても納付がない場合、給与や財産の差し押さえをすることになりますので、事情により納付することが困難な人は、事前に税制収納課に相談してください。

各種証明書発行

所得証明書・固定資産評価証明書・納税証明書などの各種証明が必要なときは、市民課、税制収納課、各支所地域振興課に交付申請書がありますので、必要事項を記入し、申請してください。

窓口では、交付申請時に本人確認を行うため、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)が必要です。

※詳しくは、37ページ各種証明書の発行を参照

代理人申請の場合は委任状が必要です。ただし、三原市に住民登録がある本人と同一世帯の人が申請する場合は不要です。

法人の場合は、法人の代表者印(または委任状)が必要です。

継続検査(車検)用の納税証明書が必要な場合は、車検証(写しでも可)を用意してください。

詳しくは、税制収納課または各支所地域振興課へ問い合わせてください。